平成２０年（フ）第５４３号
埼玉県草加市弁天２丁目14番31号　第１天野マンション104号
破産者　高井　一郎
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第６６０号
埼玉県草加市新善町19番地２　マスダコーポ101号
破産者　山中　　茂
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第６６７号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区11棟506号
破産者　片岡　陵治
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
埼玉県越谷市千間台東３丁目７番地８
破産者　保坂　心至
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
金沢市山科１丁目13番１号　山科ハイツ301号室
破産者　里野　　一
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２００７号
愛知県春日井市八事町３丁目73番地
破産者　光山暢人こと　金　　宣中
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４号
大阪府東大阪市岩田町４丁目17番20号、開始決定時の住所京都市伏見区久我東町１番地の146
破産者　小島　辰夫
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
京都市伏見区醍醐中山町25番地５　エスリート醍醐410
破産者　竹花　令子
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第３６９９号
福岡市南区若久６丁目17番１号
破産者　ＲＳＴこと　田中　玉美
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第６１４号
青森市大字油川字大浜183番地
破産者　嶋田てつ子
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２０８号
青森県八戸市吹上３丁目５番25号
破産者　金子　勝人
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２０年（フ）第５６２号
秋田市河辺諸井字下諸井122番地２
破産者　二木　久則
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１１６号
福島市仲間町８番30号
破産者　板橋　俊雄
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第３４２号
富山市下野新36番地２　ハイツ五福ユニバーシティー105号、前住所富山市北代235番地34
破産者　庄司　利昭
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２号
富山市星井町２丁目４番１号
破産者　下条　　正
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１１号
長野市大字高田384番地５
破産者　丸山　純一
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６４号
長野県諏訪市大手１丁目12番５号
破産者　金澤　厚子
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２０年（フ）第６０８号
愛知県豊田市聖心町１―７―３　アリビオ聖心1306、住民票上の住所名古屋市中川区上流町２丁目47番地の１
破産者　河瀬　隆男
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係